



広報やないづ お知らせ版

2024(令和6)年
6月14日号
Vol. 532

【編集・発行】柳津町役場 みらい創生課みらい創生係 ☎ 0241-42-2447/FAX 0241-42-2505
〒969-7201 福島県河沼郡柳津町大字柳津字下平乙234番地

農地利用状況調査のご協力について

■「農地利用状況調査」にご協力をお願いします

「農地法」第30条に基づき、農業委員および農地利用最適化推進委員（以下「農業委員等」という。）が毎年、農地を適正に耕作しているか、遊休農地（荒廃農地）になっていないかを調査する農地利用状況調査を行っています。6月から10月の間に農業委員等が各地区へ調査に入りますので、調査協力を求められた際は、お手数ですができる限りご協力くださいますようお願いいたします。

また、この調査を実施するにあたり、農業委員等が農地に立ち入ることがありますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします（「農業委員会に関する法律」第35条に基づくものです。）。

■遊休農地の「利用意向調査」を実施します

農地利用状況調査の結果、遊休農地の中で「農地として再生可能」と判定された農地は、「農地法」第32条に基づき、11月頃に利用意向調査を実施します。

利用意向調査は、その農地の適正利用に向けた方法を調査するものですので、調査書が届いた方は必ずご回答くださいますようお願いいたします。

■遊休農地は固定資産税が増税となる場合があります

利用意向調査の結果、今後も農地として利用する予定がない農地や、一定期間経過後も利用が図られていない農地、または調査の回答がなかった場合は、固定資産税評価額の算定にあたり、農地として評価されず、結果的に約1.8倍の増税となってしまう場合があります。

遊休農地について、再生可能な農地は利用再開を目指し、再生困難な農地は農業委員会の許可を得て非農地化されますようお願いいたします。



農業者年金に加入しましょう！

「新たな農業者年金制度」は積立方式・確定拠出型ですので少子高齢時代でも安心できる制度です。

また、いつでも加入・脱退することができ、保険料も月額（2万円～6万7千円）の範囲内で自由に決めることができます。

※35歳未満で認定農業者かつ青色申告者など一定の要件を満たす方は（1万円～6万7千円）

加入資格は以下の3つだけです！

- (1) 20歳以上65歳未満の方
- (2) 国民年金第1号被保険者 ※60歳以上の方は、国民年金の任意加入被保険者
- (3) 年間60日以上農業に従事

支払った保険料は全額「社会保険料控除」が適用になるなど、多くのメリットがある制度ですので、興味がある方は、ぜひ農業委員会へご連絡ください。

問 柳津町農業委員会 TEL 0241-42-2116

入院時食事代の自己負担額が変わりました

令和6年6月1日から、国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者の1食あたりの入院時食事代の自己負担額が変更になりました。

自己負担額は、世帯の所得区分によって異なり、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付対象となる場合は医療機関の窓口で提示することで、入院時食事代が減額されます。

世帯の所得区分や認定証の申請方法等、詳細については、町民課保健衛生係までお問い合わせください。

なお、事前に保険証の利用登録をしたマイナンバーカードを医療機関の窓口で提示し、オンライン資格確認によって限度額適用区分を確認できる場合は、認定証がなくても減額されます。

【入院した時の食事代】

区分		食事代（1食あたり）	
		改正前	改正後
住民税課税世帯（以下の区分以外の方）		460円	<u>490円</u>
住民税非課税世帯（区分オ）	過去12ヶ月の入院期間が90日までの場合	210円	<u>230円</u>
低所得者Ⅱ（※1）・区分Ⅱ（※2）	過去12ヶ月の入院期間が90日を超える場合（※5）	160円	<u>180円</u>
低所得者Ⅰ（※3）・区分Ⅰ（※4）		100円	<u>110円</u>

【療養病床に入院した時の食事代（65歳以上の方のみ）】

区分	食事代（1食あたり）	
	改正前	改正後
住民税課税世帯（以下の区分以外の方）	460円	<u>490円</u>
住民税非課税世帯（区分オ）	210円	<u>230円</u>
低所得者Ⅱ（※1）・区分Ⅱ（※2）		
低所得者Ⅰ（※3）・区分Ⅰ（※4）	130円	<u>140円</u>

◆ 区分オ、低所得者Ⅱ・Ⅰ：国民健康保険加入者 区分Ⅱ・Ⅰ：後期高齢者医療保険加入者

※1 低所得者Ⅱ：70歳以上で、世帯主及び国民健康保険加入者全員が住民税非課税の方

※2 区分Ⅱ：世帯全員が住民税非課税の方

※3 低所得者Ⅰ：70歳以上で、世帯主及び国民健康保険加入者全員が住民税非課税で、なおかつ一定基準未満の方

※4 区分Ⅰ：世帯全員が住民税非課税で、なおかつ一定基準未満の方

※5 「区分オ」（70歳未満）、「低所得者Ⅱ」または「区分Ⅱ」の期間で該当する時は、改めて申請が必要です。（申請後から適用となります。）

～ マイナンバーカードを保険証としてご利用ください ～

医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置くだけで、保険証として利用できます。（顔写真または暗証番号で本人確認をします。）

なお、マイナンバーカードを保険証として利用するには、利用登録が必要です。利用登録していないマイナンバーカードで医療機関等を受付した場合は、そのまま顔認証付きカードリーダーの画面で利用登録ができます。



問 町民課保健衛生係 TEL0241-42-2118

町県民税の定額減税について

わが国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されます。

なお、個人住民税(均等割+所得割額)のうち、均等割額(6,000円)のみ課税される方は定額減税の対象となりません。

●対象となる方

前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

●減税額

本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。

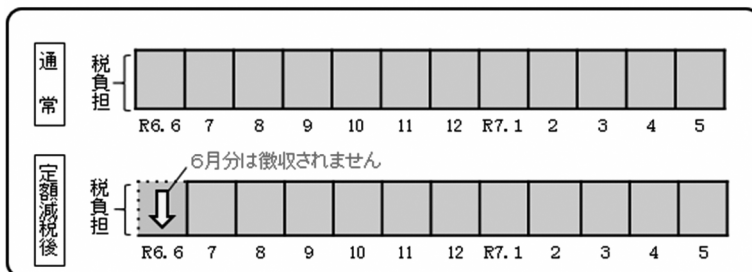
※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。

※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

●徴収方法

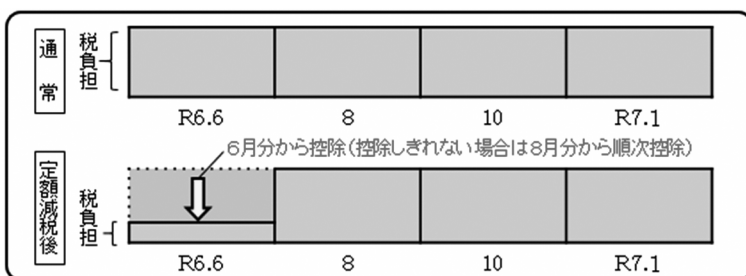
①給与所得に係る特別徴収（給与所得者の方）

令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。



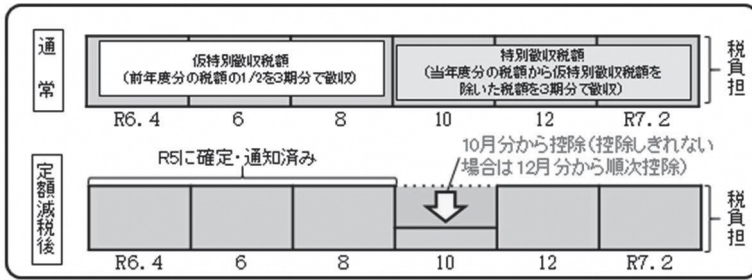
②普通徴収（事業所得者等の方）

定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。



③公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金所得者の方）

定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



- ・減税額については、納税通知書または特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。
- ・定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- ・減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。

給付金の詳細は、[内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」](#)をご参照ください。

→<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>

所得税（国税）の定額減税の詳細は、[国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」](#)をご参照ください。

→<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

問 所得税関係：会津津若松税務署 TEL0242-27-4311
住民税関係：総務課税務係 TEL0241-42-2113

柳津町内街頭犯罪等発生状況（令和6年4月30日現在）

区分	街 頭 犯 罪													街頭犯 罪合計	その他 刑法犯 等	全刑法 犯
	強盗	空き巣	忍込み	事務所 荒し	出店荒 し	自動車 盗	オート バイ盗	自転車 盗	自販機 ねらい	車上ね らい	ひった くり	部品ね らい	強制性 交			
管内	0	0	1	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	4	25	29
柳津町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2

外出する際はしっかり戸締まりをしましょう。

また、不審者や不審車両を見かけたらすぐに通報してください。

※ その他刑法犯等には、暴行、傷害、万引き、詐欺、器物損壊などの犯罪発生件数が含まれます。

※ 上記発生件数は、令和6年1月1日からの累計数となっています。

やないづ防災 行政アプリ	やないづ防災 行政メール配信	柳津町公式 LINE	柳津町公式 インスタグラム	広報誌配信アプリマチイロ (左 Android、右 iOS)	



高齢者・障害者無料電話法律相談のご案内

法律相談を希望される方の中には、高齢・障害などのために相談場所に赴くことが困難な方々がおられます。そのような方々の権利擁護のため、福島県弁護士会では「高齢者・障害者無料電話法律相談」を行っています。ぜひご利用ください。

●高齢者・障害者に関わる法律相談一般が対象

- ・ご高齢の方（65歳以上の方）、障害をお持ちの方からのご相談
- ・支援をされている方からのご相談
- ・消費者被害、遺言・相続、成年後見、財産管理、虐待被害など、分野は問いません

●相談の方法

①受付窓口に電話で申込み

毎週火・水・木曜日 9:30～11:30、13:00～16:00

（祝日、夏季休業、年末年始を除く）

TEL 024-533-5048

②担当弁護士からの折返し電話で電話相談

（お申込みから原則48時間以内に折返します）

●相談料金

無料

※同一内容のご相談は1回限り30分程度・同じ方によるご相談は年度内3回までです

問 福島県弁護士会 高齢者・障害者権利擁護支援センター

〒960-8115 福島県福島市山下町4番24号

TEL 024-534-2334 / Fax 024-536-7613

女性相談支援センター全国共通短縮ダイヤル「#8778」について

女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性の様々な悩みに関する相談に応じるために都道府県が設置する相談機関です。

様々な問題に応じた支援を行うとともに、緊急の場合は、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族の一時保護を行います。

「#8778」へお電話いただくと、お電話をかけた地域の最寄りの女性相談支援センターにつながります。

※ 通話料はご相談者の負担となります。

※ 受付時間：9:00～21:30まで（祝日・年末年始を除く）

問 福島県女性のための相談支援センター TEL 024-522-1010

工事等入札結果を公表します

令和6年5月の柳津町建設工事等入札のうち、指名競争入札による落札価格が100万円以上の工事・委託についての結果です。100万円以下の入札結果については、役場2階総務課財政係において閲覧できます。

●工事（指名競争入札）（価格：税込／単位：円）

入札日	工事名（工事箇所）	予定価格	落札価格	落札業者
5月10日	柳津・沼山トンネル照明盤更新工事 （河沼郡柳津町大字大柳字古屋敷地内）	22,048,400	20,900,000	(有)佐々木電機商会
5月29日	橋梁補修工事(小柳津橋) （河沼郡柳津町大字大柳字向田地内）	12,100,000	11,110,000	大成建設工業(株)
5月29日	橋梁補修工事(半坂橋) （河沼郡柳津町大字湯八木沢字稲面地内）	3,711,400	3,465,000	(有)西村土建
5月29日	柳ヶ丘団地1号棟外壁改修工事 （河沼郡柳津町大字柳津字井戸尻地内）	95,370,000	92,400,000	滝谷建設工業(株)

●業務委託（指名競争入札）（価格：税込／単位：円）

入札日	工事名（工事箇所）	予定価格	落札価格	落札業者
5月10日	橋梁補修調査設計業務委託 （河沼郡柳津町大字飯谷字大川原地内外）	33,741,400	31,900,000	柳津測量設計(株)
5月29日	柳津町・三島町学校給食センター 給食運搬車等車庫建設工事設計業務委託 （河沼郡柳津町大字柳津字上村道下地内）	2,359,500	2,310,000	(株)平木建築設計事務所

問 総務課財政係 TEL0241-42-2112

柳津町内企業等求人情報

求人者名	勤務地	職種	雇用形態	雇用期間	応募資格	給与・賞金等	福利厚生・待遇	休日休暇	問合せ先
特別養護老人ホーム福柳苑	特別養護老人ホーム福柳苑	介護員	正職員	期間の定めなし	介護職員初任者研修	月額 207,000円～ （各種手当含む）	雇用/労災/健康保険/厚生年金/退職年金/正職員登用制度あり	週休2日制	0241-41-1165 佐藤（事務）
			臨時職員	随時 ～令和7年3月31日	資格不問				
		調理員	正社員	期間の定めなし	調理師（必須） 栄養士（必須） 年齢不問	月給 170,000円～	雇用/労災/健康保険/厚生年金	週休2日制	
			アルバイトパート	随時 ～令和7年3月31日	調理師（あれば尚可） 年齢不問	時給 1,000円～	雇用/労災/健康保険/厚生年金	週休2日制	

※上記は、職業安定法（昭和22年法律第141号）に定める職業紹介やあっせんを行うものではなく、あくまで町内企業などへ求人情報を発信する場を提供するものです。各求人情報の詳細は、直接お問合せください。